

幼児教育相談員派遣事業実施要項

令和元年7月12日北海道教育庁幼児教育推進センター長決定

令和4年7月20日一部改正

令和5年6月15日一部改正

1. 事業趣旨

「北海道幼児教育振興基本方針」施策項目8「助言体制の充実」のため、北海道教育庁学校教育局義務教育課幼児教育推進センター（以下「センター」という。）が委嘱する幼児教育に関する知識・経験を有する幼児教育相談員等（以下「幼児教育相談員等」という。）が、幼稚園、保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部等（以下、「幼児教育施設等」という。）並びに市町村等への訪問を通して、地域や幼児教育施設等の課題の解決・解消に向けて助言することにより、本道における幼児教育の質の向上を図る。

＜助言内容例＞

- ・環境構成の工夫と保育者の援助
- ・幼児教育と小学校教育の連携・接続の推進
- ・幼稚園における教育課程の編成・実施
- ・保育所における全体的な計画の作成
- ・特別な配慮を要する乳幼児への関わり など

2. 派遣対象

北海道内の幼児教育施設等、市町村、市町村教育委員会、小学校等

なお、幼児教育施設等以外は、幼児教育と小学校教育の連携・接続など幼児教育に関するテーマの研修等の講師として派遣し、北海道教育委員会の職員が同行する場合がある。

3. 派遣する者

北海道教育委員会が「幼児教育相談員等」として委嘱した者

4. 申込み等について

- (1) 派遣を要請する幼児教育施設等、市町村、市町村教育委員会、小学校等（以下、「要請施設等」という。）は、別添「記入例」を参考に、別紙様式1「幼児教育相談員派遣希望調書」（以下、「派遣希望調書」という。）に記入の上、派遣を希望する日の1か月前までにセンターに提出する。
- (2) センターは、派遣する幼児教育相談員等を調整後、要請施設等に決定通知を送付する。

5. 幼児教育相談員等の派遣について

- (1) 要請施設等が所在する管内に属する幼児教育相談員等の派遣を基本とする。
- (2) 要請施設等は、派遣の希望について、派遣希望調書を基にセンターと協議することができる。
- (3) 幼児教育相談員等が要請施設等を直接訪問せず、ICTを活用したリモートによる助言を希望する場合は、センターとの協議の上、要請施設等が所在する管内以外に属する幼児教育相談員等を派遣できる。
- (4) エリアスーパーバイザーは、各エリアの幼児教育相談員等に対する助言を行うとともに、全道規模の研修等において助言者として派遣することができる。
- (5) 派遣者及び日程調整の結果、派遣に至らない場合がある。
- (6) 要請施設等は幼児教育相談員等の派遣後、2週間以内に別紙様式2「幼児教育相談員派遣事業実施報告書」をセンターに提出する。
- (7) この他、幼児教育相談員等の派遣にかかわる事務については、センターにおいて別に定める。

6. 幼児教育相談員等の職務等について

(1) 幼児教育相談員等に委嘱する者

① スーパーバイザー

- ・幼児教育の専門家である大学教授

② エリアスーパーバイザー

- ・幼児教育の専門家である大学教授等
- ・幼児教育の専門的知見を有し、圏域内での幼児教育振興への貢献が認められる幼児教育施設長等

③ 幼児教育相談員

- ・幼児教育に携わる者

(保育者養成校の教職員、幼児教育施設の長や保育者(主任クラス)、行政関係者(教育・保育)など幅広い職層・年齢層から委嘱する。)

(2) 幼児教育相談員等の職務

① スーパーバイザー

- ・事業に係る総括的な指導・助言
- ・全道の幼児教育相談員の育成
- ・必要に応じ、施設への指導・助言、園内研修等の実施

② エリアスーパーバイザー

- ・圏域の相談員の育成
- ・必要に応じ、施設への指導・助言、園内研修等の実施

③ 幼児教育相談員

- ・要請施設等からの要請に基づく助言
- ・幼児教育に関する各種の研修会等での助言

(3) 幼児教育相談員等の謝金及び旅費の支給

幼児教育相談員等の派遣等の業務に対しては、北海道教育委員会から謝金及び旅費を支給する。

(4) 道または道教委職員の同行について

幼児教育相談員の職務遂行に当たり、次の場合に道または北海道教育委員会の職員が同行する場合がある。なお、特別支援教育に係るテーマにおいては、北海道教育委員会の職員(道立特別支援学校の教員、教育局の特別支援教育スーパーバイザー等)が同行する場合がある。

① 幼児教育相談員等が初めて派遣される場合

② 「特別な配慮を要する子どもへの指導」等をテーマとして園内研修を行う場合

③ その他、センターが必要と認める場合

(5) 幼児教育相談員研修について

幼児教育相談員の助言の質を向上するため、エリアスーパーバイザー等を講師として、研修を実施する。

(6) 幼児教育相談員等の守秘義務について

幼児教育相談員等は、職務上知り得た秘密(一般的に了知されていない事実であり、それを一般的に了知せしめることが一定の利益の侵害になると客観的に考えられるもの)を漏らしてはならない。幼児教育相談員等を退いた後も、また、同様とする。